

9. 騒 音

(1) 騒音の状況

生活環境には、種々様々な音が氾濫しており、その発生源も自動車、工場、事業場、建設工事、鉄道、深夜営業及び近隣騒音等多種多様である。

騒音問題については、騒音規制法、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例、佐世保市環境保全条例に基づき監視指導を行っているが、発生源の多様化に伴い複雑多岐となり、その対応は一層困難を増している。

特に法規制の難しい近隣騒音問題については、各人の社会生活を営むうえでのモラルの向上や近隣相互間の理解を深めるための啓発活動を促進していく必要があると思われる。また、住居、商業施設、工場の混在、自動車騒音等による問題の解決及び未然防止については、土地利用の適性化等総合的な対策が望まれる。

(2) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、生活環境を保全するうえで望ましい基準として、環境基本法に定められている。

環境基準の区域の指定は、権限移譲により平成24年4月1日から長崎県から佐世保市に移管されている。また、平成27年11月13日には指定地域の一部改定を行った。

一般地域(道路に面する地域以外)の環境基準

地域の 類型	あてはめる地域	都市計画法に基づく用途地域	基準値	
			昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	- (佐世保市内に類型指定なし)	50dB 以下	40dB 以下
A	専ら住居の用に供される地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
B	主として住居の用に供される地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 江迎町の一部		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 江迎町の一部	60dB 以下	50dB 以下

ただし、次表に掲げる地域（以下「道路に面する地域」という）については、前表によらず次のとおり。

道路に面する地域の環境基準

地 域 の 区 分		基 準 値	
		昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	屋外	70dB 以下	65dB 以下
	窓を閉めた屋内	45dB 以下	40dB 以下

- (注) 1 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 2 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。
- 3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。
- 4 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

(3) 環境基準適合状況

① 環境騒音…測定地点15地点

● 測定方法

日本産業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法に基づき実施した。

● 評価方法

「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)と「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年環境省)に基づき評価を行う。

- 測定地点：環境基準に係る地域の類型あてはめ区域内の地域類型ごとに「その地域を代表する地点」において測定・評価を行う。
- 対象とする騒音の範囲：人間活動により発生する騒音。適用対象外である騒音は除外し、測定・評価を行う。
- 各測定地点の観測時間24時間の測定結果により環境基準の達成状況を評価することとされている。

適合状況

令和2年10月～令和2年11月に環境騒音定点調査を実施し、環境基準適合状況の確認を行った。

騒音に係る類型別環境基準適合状況

地域 類型	測定 地点数	適合状況/構成比%								適合率%	
		昼夜とも 適合		昼間のみ 適合		夜間のみ 適合		昼夜とも 不適合		昼	夜
A	3	3	100%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	100%	100%
B	4	4	100%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	100%	100%
C	8	7	87.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%	87.5%	87.5%
計	15	14	93.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	93.3%	93.3%

環境騒音測定結果（単位：dB）

No	測定地点	測定日 R02. 10. 1～ R02. 11. 27	用途区域	地域 類型	地域の区分	車 線 数	環境 基準値		測定値 L e q		適合状況		
							昼	夜	昼	夜	昼	夜	終日
1	船越町公民館	11/24～25	第 1 種低層住居 専用地域	A	一般地域	—	55	45	44	30	○	○	○
2	崎辺地区公民館	11/10～11							47	33	○	○	○
3	中里町下公民館	11/26～27	第 1 種中高層住居 専用地域						53	43	○	○	○
4	桧台自治集会所	11/16～17		第 1 種住居地域					41	29	○	○	○
5	愛宕地区公民館	11/24～25	B						49	42	○	○	○
6	田ノ元公民館	11/16～17	B	46					31	○	○	○	
7	大潟町 2 組公民館	11/12～13	工業地域	C			60	50	40	30	○	○	○
8	西地区公民館	11/9～10	第 1 種住居地域	B	道路に面する地域	2	70	65	64	56	○	○	○
9	大気汚染日宇測定局	10/2～3	商業地域	4		67			61	○	○	○	
10	大気汚染福石測定局	10/2～3		4		65			60	○	○	○	
11	島瀬公園	10/13～14		6		66			58	○	○	○	
12	佐世保市役所	10/13～14		6		63			55	○	○	○	
13	大和町木風町入口バス停	10/5～6		4		68			62	○	○	○	
14	早岐警察署	10/27～28	準工業地域	4		68			62	○	○	○	
15	大塔町卸本町入口バス停	10/26～27		4		73			68	×	×	×	

② 自動車騒音常時監視 道路に面する地域の環境基準適合状況

評価区間：13区間、評価区間延長10.3km、対象戸数2,887戸

● 測定方法

日本産業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法に基づき実施する。

● 評価方法

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）と「自動車騒音常時監視マニュアル」（平成27年10月環境省）に基づき評価を行う。

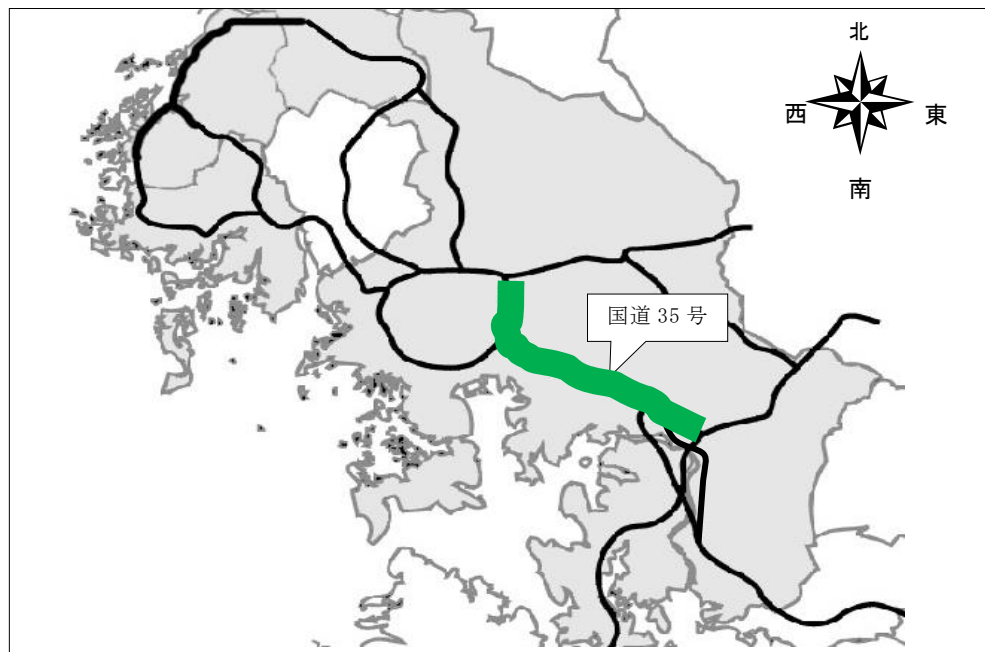
- 測定地点：環境基準に係る地域の類型あてはめ区域内の「幹線交通を担う道路」周辺50mにおいて測定・評価を行う。
- 対象とする騒音の範囲：自動車交通などにより発生する騒音。適用対象外である騒音は除外し、測定・評価を行う。
- 道路に面する地域について一定地域内の住居等のうち騒音レベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合により評価する。
- また、騒音規制法18条第1項の規定により、自動車騒音の状況について常時監視（以下、「自動車騒音常時監視」という。）が義務付けられており、「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成23年9月14日付け環水大自発第110914001号環境省水・大気環境局長通知）に基づく自動車騒音評価システムにより測定地点の騒音データ等を用いて、建物ごとの騒音レベルを推定して面的に評価する。

適合状況

令和2年10月～令和2年11月に自動車騒音定点調査を実施し、25区間において環境基準適合状況の確認を行った。

道路名	評価 区間延長	評価 区間数	対象 戸数	昼夜とも 基準値以下		昼のみ 基準値以下		夜のみ 基準値以下		昼夜とも 基準値超過	
	km			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
国道 35 号	10.3	13	2,887	2827	97.9	3	0.1	11	0.38	46	1.6
国道 204 号	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国道 498 号	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
県道佐世保日野松浦線	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
県道平瀬佐世保線	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	10.3	13	2,887	2,827	97.9	3	0.1	11	0.38	46	1.6

評価区域図：  に示す区域



(4) 自動車騒音にかかる要請限度（騒音規制法第17条に基づく要請限度）

市長は規制地域内における自動車騒音が要請限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請すると規定されている。また、測定を行った場合において必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

● 測定方法

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）に基づき測定を行う。

- 道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行う。
- 自動車騒音を対象とし、連続する七日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる三日間について行う。
- 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、除外処理する。
- 音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに三日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

適合状況

令和2年度の自動車騒音要請限度適合状況は、昼夜とも全地点（7地点）で適合していた。

＜自動車騒音の要請限度の区域の区分＞

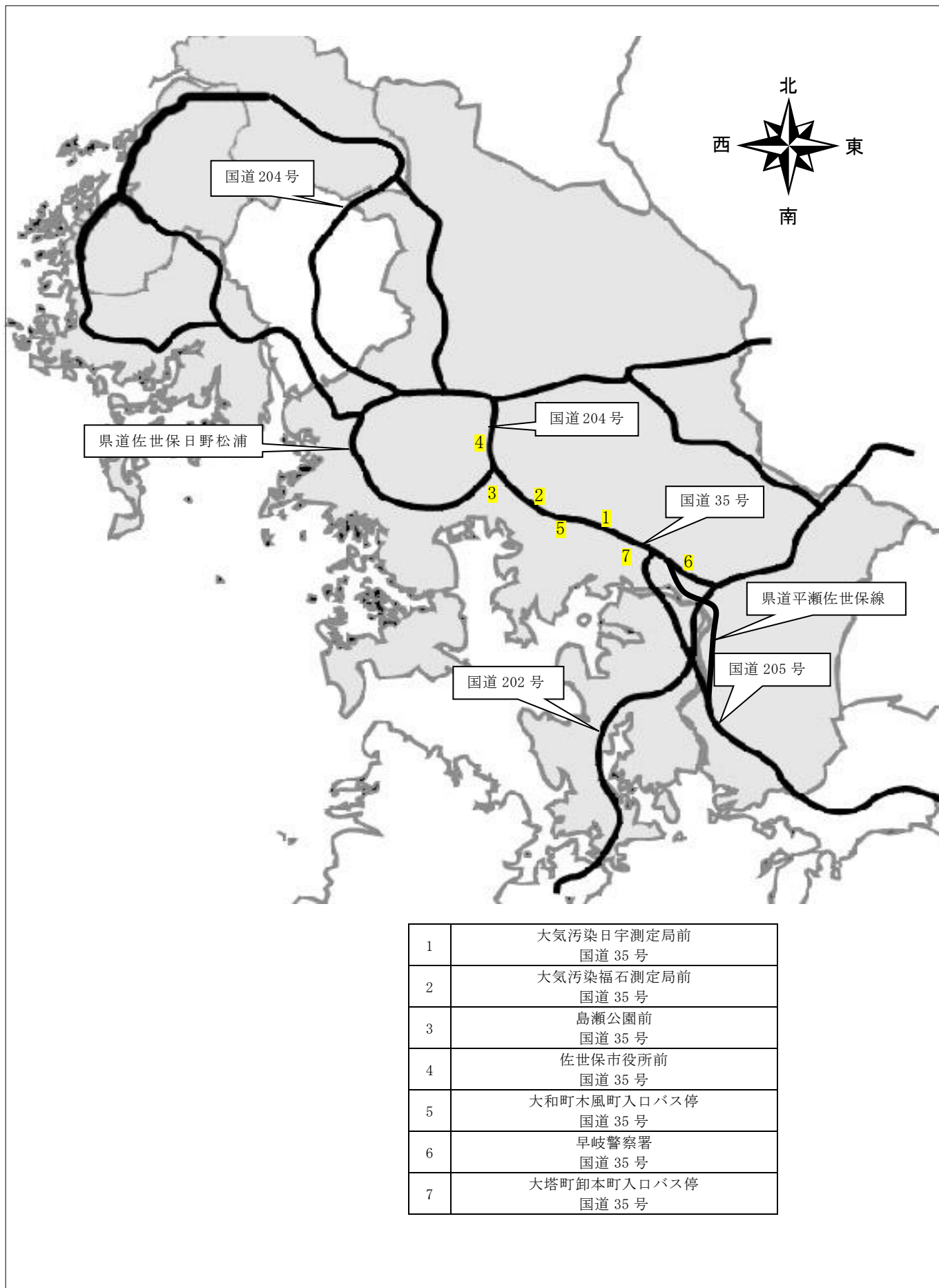
騒音規制法で定める自動車騒音の 要請限度の区域の区分		要請限度		市が定めた区域 (平成18年3月31日 佐世保市告示)	都市計画法に基づく用途地域
		昼間	夜間		
1	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下	a 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
2	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下	b 区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 小佐々町、世知原町及び吉井町の一部
3	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下	c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 小佐々町、世知原町及び吉井町の一部

自動車騒音測定結果

番号	測定地点 道 路 名	測定期間 R02/10/1 ～ R02/10/29	車線 数	区域 区分	要請 限度 区分	測定値 LAeq (dB)		要請限度			
								要請 限度値 (dB)		適合 状況	
						昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	大気汚染日宇測定局前 国道 35 号	10/1～8	4	c	3	67	61	75	70	○	○
2	大気汚染福石測定局前 国道 35 号	10/1～8	4			64	59			○	○
3	島瀬公園前 国道 35 号	10/12～19	6			66	59			○	○
4	佐世保市役所前 国道 35 号	10/12～19	6			63	54			○	○
5	大和町木風町入口バス停付近 国道 35 号	10/1～8	4			68	62			○	○
6	早岐警察署 国道 35 号	10/22～29	4			68	63			○	○
7	大塔町卸本町入口バス停付近 国道 35 号	10/22～29	4			73	67			○	○

※測定期間のうち 3 日間を調査した。

自動車騒音測定地点図



自動車騒音の経年変化(単位: dB)

